

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## 三井住友信託銀行(00015311)

### 【新規】

ABLプログラム格付（デリバティブ取引有り）	AA-
社債プログラム格付	AA-
社債プログラム格付（デリバティブ取引有り）	AA-
受益権プログラム格付	AA-
受益権プログラム格付（デリバティブ取引有り）	AA-

### 【据置】

ABLプログラム格付	AA-
------------	-----

### ■格付事由

本件は、対象債務者に対する貸付債権を信託財産とする特定金銭信託（契約番号 00015311）にかかる、複数の信託 ABL プログラム、信託社債プログラム及び受益権プログラムに対する格付である。当初格付付与時は信託 ABL プログラムのみで構成されていたが、今般新たに信託 ABL プログラム（デリバティブ取引有り）、信託社債プログラム、信託社債プログラム（デリバティブ取引有り）、受益権プログラム及び受益権プログラム（デリバティブ取引有り）が追加される。

#### 1. スキームの概要

- 委託者兼受益者である一般社団法人は特定金銭信託の受託者である三井住友信託銀行へ当初信託金を信託し、受託者は委託者兼受益者へ受益権を発行する。なお、本信託は対象債務者への貸付と信託 ABL の借入、信託社債の発行及び追加信託金の信託による受益権の発行を目的としている。
- 受託者は、投資家から受け入れる信託 ABL、信託社債代わり金及び追加信託金を原資として対象債務者へ貸付を行う。受託者は対象債務者向け貸付の元利金を原資として信託 ABL 及び信託社債の元利払い並びに受益権の元本償還と配当支払いを行う。なお、当初信託金の信託による受益権の元本償還と配当支払いは、これらに劣後する。
- 本プログラムでは、関連契約に基づき、信託 ABL、信託社債、追加信託金による受益権の発行と対象債務者向けの貸付が複数のシリーズにわたって反復的に実行され、信託 ABL、信託社債、追加信託金による受益権と対象債務者向けの貸付にかかるキャッシュフローはシリーズ毎に紐づけて管理される。信託勘定は、シリーズ毎及び通貨毎に分別管理される。
- 上記(3)について、今後、受託者とスワップカウンターパーティたる銀行勘定との間で、シリーズ毎の信託財産の負担において、通貨スワップ契約又は金利スワップ契約の締結（併せて、デリバティブ取引）を伴うことを想定している。デリバティブ取引を伴う場合、特定金銭信託契約上、特定金銭信託の信託勘定が締結するデリバティブ取引で発生する債務の弁済義務については、各シリーズの信託財産に限定される。

#### 2. 格付評価のポイント

- 信託 ABL と信託社債の元利払い及び追加信託金による受益権の元本償還と配当支払いは、それぞれ対象債務者向け貸付金の元利金を原資としている。仮に対象債務者が破産等の債務不履行状態に陥った場合には、貸付金に係る元利金が弁済されず、信託 ABL と信託社債の元利払い及び追加信託金による受益権の元本償還と配当支払いを期日通り履行できない可能性のほか、元本に毀損が生じるリスクがある。
- 上記(1)に加えて、デリバティブ取引を伴う信託 ABL プログラム、信託社債プログラム及び受益権プログラムについては、1.(4)の通り、特定金銭信託の受託者が締結するデリバティブ取引で発生する債務の弁済義務は、

特定金銭信託契約で当該シリーズの信託財産に限定されている。よってスワップカウンターパーティにデフォルトが発生するときは、特定金銭信託が毀損し、デリバティブ取引を伴う本信託 ABL と本信託社債に係る元利金弁済及び本受益権の元本償還と配当支払いがなされない可能性がある。

- (3) 上記(1)及び(2)より、デリバティブ取引を伴わない信託 ABL、信託社債の元利払い及び受益権の元本償還と配当支払いの確実性は、対象債務者の信用力に連動し、デリバティブ取引を伴う信託 ABL、信託社債及び受益権の格付は、対象債務者の信用力、スワップカウンターパーティの信用力のいずれか低い方に収斂・連動するものと考えられる。
- (4) 対象債務者向け貸付や信託 ABL、信託社債、受益権、その他信託金の運用管理など、本プログラムにかかる受託者の業務遂行能力に問題はないと考えられる。
- (5) 本件プログラム追加に際し、委託者兼受益者及び受託者は当初締結済の当初特定金銭信託契約を変更するが、本信託 ABL プログラムにおいて当初想定していた元利払いへの影響はない。

以上より、本信託 ABL プログラム (デリバティブ取引有り)、本信託社債プログラム、本信託社債プログラム (デリバティブ取引有り)、本受益権プログラム及び本受益権プログラム (デリバティブ取引有り) に対する格付をいづれも「AA-」とし、また、本信託 ABL プログラムの格付を据置とした。

(担当) 中川 哲也・小山 恵美

## ■格付対象

### 【新規】

対象	信託 ABL プログラム (デリバティブ取引有り)
特定金銭信託当初設定日	2024 年 9 月 6 日
ABL 実行限度額	定めなし
各シリーズの信託 ABL 実行日	プログラム期間内の任意の日
各シリーズの信託 ABL 返済日	各シリーズの信託 ABL に対応する対象債務者向け貸付債権の返済期日以降の営業日
クーポン・タイプ	変動又は固定
返済方法	満期一括返済
流動性・信用補完措置	なし
格付	AA-

### <ストラクチャー、関係者に関する情報>

対象債務者	Athene Annuity and Life Company
アレンジャー	三井住友信託銀行株式会社
特定金銭信託の受託者	三井住友信託銀行株式会社
スワップカウンターパーティ	三井住友信託銀行株式会社

対象	信託社債プログラム
特定金銭信託当初設定日	2024 年 9 月 6 日
信託社債実行限度額	定めなし
各シリーズの信託社債実行日	プログラム期間内の任意の日
各シリーズの信託社債償還日	各シリーズの信託社債に対応する対象債務者向け貸付債権の返済期日以降の営業日
クーポン・タイプ	変動又は固定
償還方法	満期一括償還
流動性・信用補完措置	なし
格付	AA-

### <ストラクチャー、関係者に関する情報>

対象債務者	Athene Annuity and Life Company
アレンジャー	三井住友信託銀行株式会社
特定金銭信託の受託者	三井住友信託銀行株式会社

対象	信託社債プログラム（デリバティブ取引有り）
特定金銭信託当初設定日	2024年9月6日
信託社債実行限度額	定めなし
各シリーズの信託社債発行日	プログラム期間内の任意の日
各シリーズの信託社債償還日	各シリーズの信託社債に対応する対象債務者向け貸付債権の返済期日以降の営業日
クーポン・タイプ	変動又は固定
償還方法	満期一括償還
流動性・信用補完措置	なし
格付	AA-

<ストラクチャー、関係者に関する情報>

対象債務者	Athene Annuity and Life Company
アレンジャー	三井住友信託銀行株式会社
特定金銭信託の受託者	三井住友信託銀行株式会社
スワップカウンターパーティ	三井住友信託銀行株式会社

対象	受益権プログラム
特定金銭信託当初設定日	2024年9月6日
受益権発行限度額	定めなし（一口あたりの元本金額は100,000,000円）
各シリーズの受益権発行日	プログラム期間内の任意の日
各シリーズの受益権償還日	各シリーズ受益権に対応する対象債務者向け貸付債権の返済期日以降の営業日
クーポン・タイプ	変動又は固定
償還方法	満期一括償還
流動性・信用補完措置	なし
格付	AA-

<ストラクチャー、関係者に関する情報>

対象債務者	Athene Annuity and Life Company
アレンジャー	三井住友信託銀行株式会社
特定金銭信託の受託者	三井住友信託銀行株式会社

対象	受益権プログラム（デリバティブ取引有り）
特定金銭信託当初設定日	2024年9月6日
受益権発行限度額	定めなし（一口あたりの元本金額は100,000米ドル）
各シリーズの受益権発行日	プログラム期間内の任意の日
各シリーズの受益権償還日	各シリーズの受益権に対応する対象債務者向け貸付債権の返済期日以降の営業日
クーポン・タイプ	変動又は固定
償還方法	満期一括償還
流動性・信用補完措置	なし
格付	AA-

<ストラクチャー、関係者に関する情報>

対象債務者	Athene Annuity and Life Company
アレンジャー	三井住友信託銀行株式会社
特定金銭信託の受託者	三井住友信託銀行株式会社
スワップカウンターパーティ	三井住友信託銀行株式会社

**【据置】**

対象	信託 ABL プログラム
特定金銭信託当初設定日	2024 年 9 月 6 日
ABL 実行限度額	定めなし
各シリーズの信託 ABL 実行日	プログラム期間内の任意の日（初回実行日は 2024 年 9 月 13 日）
各シリーズの信託 ABL 返済日	各シリーズの信託 ABL に対応する対象債務者向け貸付債権の返済期日以降の営業日
クーポン・タイプ	変動又は固定
返済方法	満期一括返済
流動性・信用補完措置	なし
格付	AA-

**<ストラクチャー、関係者に関する情報>**

対象債務者	Athene Annuity and Life Company
アレンジャー	三井住友信託銀行株式会社
特定金銭信託の受託者	三井住友信託銀行株式会社

**格付提供方針等に基づくその他開示事項**

- 信用格付を付与した年月日：2025 年 2 月 5 日
- 信用格付の付与について代表して責任を有する者：湊岡 由典  
主任格付アナリスト：中川 哲也
- 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準については、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014 年 1 月 6 日）として掲載している。
- 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法（格付方法）の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「リパッケージ商品」（2019 年 8 月 5 日）の信用格付の方法として掲載している。回収金口座や倒産隔離など他の付随的な論点についても上記のページで格付方法を開示している。
- 格付関係者：  
(発行体・債務者等) Athene Annuity and Life Company  
(アレンジャー) 三井住友信託銀行株式会社
- 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
- 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：  
・格付対象商品および裏付資産に関する、関係者から入手した証券化関連契約書類  
なお、上記については関係者が証券化関連契約書類上で情報の正確性に関する表明保証を行っている。
- 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、いづれかの格付関係者による表明保証もしくは対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
- 格付関係者による関与：  
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
- JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

**■留意事項**

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭

的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

**予備格付**：予備格付とは、格付対象の重要な発行条件が確定していない段階で予備的な評価として付与する格付です。発行条件が確定した場合には当該条件を確認し改めて格付を付与しますが、発行条件の内容等によっては、当該格付の水準は予備格付の水準と異なることがあります。

#### ■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル